

令和 7 年度定期監査結果（県立病院局）

令和 7 年 1 0 月

鹿児島県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和7年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月10日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英 昭
同	大 蘭 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

第1 監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

財務監査

2 監査対象機関の名称及び監査実施期間

別表のとおり

（参考）

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

3 監査の対象

令和6年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

4 監査の着眼点

監査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正に行われているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかの観点から実施した。

5 監査の実施内容

収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金に相当する科目を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び役務費に相当する科目について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

第2 監査の結果

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、1機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の5機関においては、次のとおり是正又は改善を

要する 1 件の指摘事項や 6 件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1 件

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更に的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

6 件

【項目区分別措置件数】

区 分	予 算 行	収 入	支 出	補助金等	契 約	工 事	財 産	物 品	その他	計
指 摘 事 項		1								1
文 書 注 意 事 項		3	3							6
計	0	4	3	0	0	0	0	0	0	7

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容
県立病院局	
県立病院課	診療報酬等における個人負担分の未収金は県全体で 1 億 626 万余円で、前年度より 7.09% 増加（収入歩合は 0.15 ポイント低下）し、多額となっている。

文書注意事項

県立病院局	
県立病院課	令和 5 年度の給与に誤りがあり、令和 6 年度に返納しているものがある。（1 件 240,610 円）
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	診療報酬等における個人負担分の未収金は 1,837 万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
大島病院	令和 5 年度に支出すべき報償費等を、令和 6 年度に支出しているものがある。（報償費 3 件 20,400 円、旅費 5 件 55,659 円、合計 8 件 76,059 円）
始良病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は 4,219 万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
薩南病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は 1,679 万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
	令和 5 年度の給与に誤りがあり、令和 6 年度に返納しているものがある。（1 件 148,186 円）

(別表) 監査対象機関の名称及び監査実施期間

機 関 名		実 施 期 間
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	令和 7 年 5 月 15 日 ～ 9 月 2 日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載